# 第2部

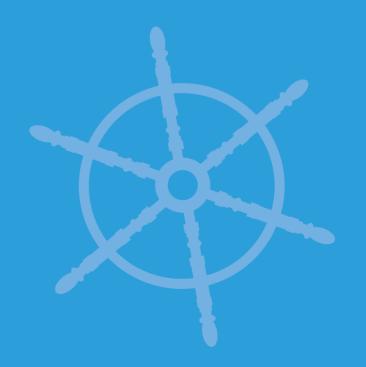
# 基本構想

第1章 平戸市のまちづくり構想 P 026

第2章 まちづくりの指標 P 032

第3章 まちづくり構想の実現に向けて P036

第4章 まちづくりの基本目標(施策の大綱) P038





## 第1章 平戸市のまちづくり構想

### 第1節 まちづくりの基本理念

これからのまちづくりは、本市の特長である「恵まれた自然環境」「独自の歴史・郷土文化資源」「交流を育む地域性」といった 多彩で魅力ある地域資源を最大限に活かし、潜在的な無限の可能 性を引き出すとともに、地域の新たな活力を生み育てることが重要となります。

そのためには、市民一人ひとりがまちづくりの主役として輝き、 心の豊かさや暮らしやすさを実感できるよう、ともに支えあって いく協働の精神・取り組みによって、すべての人が、夢とゆとり をもって生き生きと暮らせる、活力とにぎわいのあるまちを目指 し、海・しま・大地とひとが奏でる活気みなぎるまちづくりを進 めます。





また、21世紀は人・物・金・情報が世界中を駆け巡るグローバル化が進展し、地域間競争の激しい時代を迎えており、本市も他地域との競争に打ち勝っていかなければなりません。

「平戸ならでは」の特色あるまちづくりを進め、世界の中で平戸にしかないという魅力的なまちを実現するため、平戸流の戦略(協働)を掲げ、すべての人の英知と個性を結集し、市民と行政が一体となって、大きな変革の時と決意を新たに『やらんば!平戸』を合言葉としてまちづくりに挑みます。





#### 第1章 平戸市のまちづくり構想

第2節 まちの将来像

### 第2節 まちの将来像

これが、まちづくりの基本理念を具体的にイメージするわたしたち の目指すまちの将来像です!

### ひと(HITO) 響きあう 宝島 平戸

#### 将来像に込める想い

#### • **「ひと (HITO)」**とは

まちづくりの主役である「人」、つまり市民そのものを意味しています。また、市の構成地域である「平戸(Hirado)」「生月(kitsuki)」「田平(Tabira)」「大島(Oshima)」の頭文字から成っており、市の一体感を表現しています。アルファベットによる表記により、国際性の豊かさをも表しています。

### **●「響きあう」**とは



「響」という字は、「郷」と「音」という字から成り立っており、「郷」は「ふるさと」や「住んでいる場所」を、「音」は「潮騒・海風の音色」や「人々の声」を表しています。

ふるさとを感じるこの地で、自然の音や人の声が響き合い、心豊かな生活を送ることのできるまちにしていきたい、また、異なる音色や旋律が交差することにより、人々を大きな感動へ導びきたいとの想いが込められています。

また、以下のような意味合いを持たせ、市民や地域がともに支え あい、協力しあいながら、新たなまちづくりに向かって取り組んで いく将来を表現しています。

### 1攀生

響きあい、ともに生きること

→ 共生力を生む

2 響動

響きあい、ともに行動すること → 団結力 (心) を生む

あい、ともに創造する

3響創

響さめい、ともに剧道すること → 創浩力を生む

響きあい、ともに感じること

### ● 「宝島」とは

「宝」という言葉からは、「輝き」「魅力」「活力」「美」「恵み」「うるおい」「いやし」などさまざまな言葉が連想できます。また、新たな発見、未知なる可能性を強く感じさせ、市民に夢や希望を与える力もあります。豊富な地域資源を地域の「宝」へと磨きあげることにより、夢とにぎわいのあるまちを創り出し、その「宝」を求めて多くの「冒険者たち」が訪れ、あるいは暮らす地域となるようにとの願いも込めています。

「島」とは、豊かな自然の中で産業と文化を育み、うるおいのある生活を支え、地域の人や訪れる人がやすらげるいやしの場、交流の舞台であるという意味を持ちます。また、「島」に住む人の多くが地域の境界をイメージすることにより、コミュニティを大切にする意識の根源ともなります。「島」での暮らしという固有の体験文化に、すべての人が愛着を持ち、誇りを持つことにより、不便なところを優位性に変える発想の転換を図り、積極的に発信したいと願いを込めるものです。





#### 第1章 平戸市のまちづくり構想

第3節 まちづくりの方向性

### ※ 第3節 まちづくりの方向性

平戸市が目指すまちの将来像の実現に向けて、次のとおり3つの方向 性を掲げます。

#### 海としま・大地の恵みを活かした産業をはぐくむまち

海の美しさや新鮮な農林水産物といった自然の恵みは、市民のだれもが地域の自慢として認識している宝・財産です。これまでも、海としま・大地の恵みを生産の源とした農林水産業が地域の基幹産業として多様な雇用の場をつくりだし、生活の向上に大きく寄与してきました。

これからも農林水産業を強化しながら、観光との積極的な連携による新たな産業の創出など、自立した産業構造の確立に努め、働く場の確保や若者の定住促進を図っていく必要があります。そのためにも、地域の活力を生み出す源泉となる自然の恵みをよりよい形で次世代に保全・継承するとともに積極的に活かしながら、地域の持続的な発展や自立を支える産業を育て、新たな産業をつくりだすまちの実現を目指します。

#### 豊かな自然と歴史文化が新たな出会いを生みだす交流のまち

本市は、豊かな自然や独自の歴史文化を有しており、こうした財産は訪れる人に「やすらぎ」や「いやし」を与え、観光の振興にも大きな役割を果たしています。

このような歴史的背景により育まれてきたもてなしの心で、交流 人口を増加させ、さまざまな分野の活動に刺激を与え、にぎわいや 活力を創出していきます。また、市内の各地域には、独自の文化や 個性が育まれており、それぞれの活性化のためにも地域内の交流を 図っていきます。

そして、地域固有の歴史文化資源を活かしながら、国内外との広域交流を促進するとともに周辺都市との連携も深めながら、生き生きとした人づくりや新たな出会い・文化が生まれる交流のまちを目指します。

第2部



#### ともに支えあい安心して暮らせる共生のまち

本市は、美しい自然や人情味豊かな人々のつながりが残っており、 そのふれあいを通して、ともに支えあいながら暮らしてきました。

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよ う、総合的な保健・医療・福祉環境の向上、生活基盤の整備や陸 上・海上交通ネットワークの充実、情報通信基盤の整備などによる 一体感の醸成や利便性の向上を図ります。

そして、自然と共生したうるおいのある居住環境づくりを進める とともに、地域固有の伝統や文化を継承し、思いやりを大切にしな がら、人とひと、地域と地域がともに支えあう共生のまちを目指し ます。





## 第2章 まちづくりの指標

### ☎第1節 将来人口

#### 1 日本の人口

平成17年国勢調査による日本の総人口は、1億2776万8千人ですが、 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、人口は年々減少し、 本計画の最終年度である平成29年(2017年)には、平成17年と比較 して331万2千人減少して1億2445万6千人と予測され、平成58年 (2045年)には、1億人を割り込むものと見込まれています。

#### 2 平戸市の人口

平成17年国勢調査での本市の総人口は、38,389人です。コーホート要因法\*1の推計では、10年後の平成29年には30,401人となり、平成17年と比較して約8,000人の減少となります。今後も、市外への流出等により人口減少が続くと予測されます。

人口の減少は、まちの活力の低下に直結する深刻な問題といえます。このため、自然環境の保全、生活基盤整備、保健・医療・福祉の充実、教育・文化の振興、産業の振興、観光・交流の促進など各分野における各種施策を積極的に推進するとともに、子育て支援の推進による若者の定住やU・Iターンの促進などの施策の実現により、人口の減少、特に若年層の人口流出の抑制を図ります。

また、定住促進等による人口減少の抑制に加え、協働の推進によりまちづくりの活動量(活動する市民の人数や時間)を増やすことによって、まちの活力の維持・拡大を図ります。

そこで、将来人口を、協働によるまちづくりを基本として、あらゆる施策が成果を出すことによって達成できるまちづくりの"最終目標数値"として捉えることとします。

市民が豊かに暮らしていくため、また、本市の将来が燦燦と光り輝くものとなるようにという願いも込めて、目標年次である平成29年の目標人口を、**33,333人**と設定します。

#### ※1 コーホート要因法

男女別・5歳階級 別人口のまとまり (コーホート)の経年 的な増減の傾向を将 来に延長して将来人 口を推計する方法

# Master Plan (人) " や ら ん ば ! 平 戸

#### 人口の推計



区分	平成17年度	平成19年度	平成24年度	平成29年度
<u> </u>	十八17年及	十八 19十尺	十成24年及	十成29年及
総人口	38,389人 (100.0%)	37,066人 (100.0%) (△3.4%)	33,734人 (100.0%) (△9.0%)	30,401人 (100.0%) (△9.9%)
年少人口 (0~14歳)	5,709人 (14.9%)	5,233人 (14.1%) (△8.3%)	4,174人 (12.4%) (△20.2%)	3,451人 (11.4%) (△17.3%)
生産年齢人口(15~64歳)	21,225人 (55.3%)	20,422人 (55.1%) (△3.8%)	18,181人 (53.9%) (△11.0%)	15,543人 (51.1%) (△14.5%)
老年人口(65歳以上)	11,455人 (29.8%)	11,411人 (30.8%) (△0.4%)	11,379人 (33.7%) (△0.3%)	11,407人 (37.5%) (0.2%)
<b>=</b>	127,768,000人	17,694,000人 (△0.1%)	126,605,000人	124,456,000人 (△1.7%)

※上段:実数、中段:構成比、下段:増減率

※平成17年は国勢調査による数値、平成19年以降はコーホート要因法による推計の数値





#### 第2章 まちづくりの指標

第2節 土地利用構想

### 第2節 土地利用構想

#### 土地利用の基本方針

土地は、人が生活していくための限られた資源であるとともに、市民生活や産業活動等のあらゆる活動の基盤となるものです。その利用のあり方は、市民の生活及び地域の発展と深い関わりを持っています。

目指す将来像の実現に向けて、合理的・計画的なまちづくりを進め、市民が生き生きと快適に暮らすことができるよう、次の通り基本方針を定めます。

#### 1 自然環境の保全

本市の有している豊かな海岸や山林等の自然は、市民の社会生活の基盤であると同時に、観光の資源としても重要な要素となっています。今後さらに自然への志向が高まりを見せていく中で、これまで以上に本市の豊かな自然環境の保全と次世代への継承が求められます。

このため、自然との共生と環境への負荷を配慮しながら、緑を活かした快適なゆとりある地域空間の創造に努めるものとします。さらに、本市の環境と景観の存立基盤である森林や海岸線の保全に努めます。





#### 2 地域特性を活かした土地の有効利用

本市が持つ自然・歴史・文化は、地域を輝かせる重要な要素です。 市民が住みやすい郷土づくりを目指し、それぞれの地域の持つ個性 や特性を十分に活かした土地利用を推進します。

このため、歴史資源や街並み、景観、集落の保存に努めるとともに、 自然・歴史・文化の持つ特性を相互に連携・融合することにより、郷 土への愛着や誇りを持つことができる本市の魅力づくりに努めます。

#### 3 安心して暮らすことができる土地利用

本市は、地理的な要因から台風などの自然災害に見舞われやすい 立地条件にあり、市民生活や社会活動に大きな被害をもたらす危険 性を秘めています。市民生活の安全を確保することは、土地利用上 の大きな課題であり、また、平坦地が限られ、居住空間や商業地域 などが集約的に形成されているため、交通問題や生活環境問題等の 課題を抱えています。

このため、自然災害の防止や自然環境との共生を図りながら、市民生活の安全を守り、快適でゆとりある居住空間の確保に努めます。





## 第3章 まちづくり構想の実現に向けて

まちの将来像の実現を目指すために、各種施策を展開していくことになりますが、効果的に展開されるよう、まちづくりに必要な施策全体に共通する基本的な考え方を示し、まちづくりの基本目標・施策の大綱へと繋げていきます。

### ※ 第1節 まちづくりの基本的な考え方

#### 1 協働によるまちづくり

地方分権が進展する中、多様化した市民ニーズに対応するため、これまでの行政主導のまちづくりから脱却し、市民主体のまちづくりを 進めていくことが求められています。

本市が目指す「協働」とは、自分たちのまちをどのようにしたいのか、「自ら考え」「自らの力で」実行することを基本におき、市民と行政がお互いを理解し、尊重しながら、それぞれの役割を担い、ともに地域を支えあう活動のことです。

市民が培ってきた豊かな能力やノウハウを活かしながら、本市にあったさまざまな形の「協働」を創りあげていくこととします。

それには、市民協働を担う基礎組織となる地域コミュニティの活性 化が不可欠となり、地域の相当な努力が求められるため、行政・議会 が一体となってその先頭に立ち、支援・指導していく必要があります。

今後は、行政職員があらゆる機会に積極的に参画し、市民、職員ともにまちづくりに対する意識の高揚と融和を図りながら、市民とともに協働によるまちづくりに取り組みます。

#### 2 生涯学習による人づくり、人を大切にするまちづくり

まちづくりの基本は、人づくりであるという認識のもと、地域文化や産業技術、健康、福祉などあらゆる学習活動を生涯学習として捉え、市民の学習意欲を高め、生涯学習活動の体制整備、学習情報の提供、学習機会の拡充に努めるとともに、イベントや各種活動などを通して、地域のリーダーとなる人材やさまざまな分野において後継者となる人材の確保と育成を図ることにより、まちづくりを推進します。

さらに、学んだ成果をまちづくりに活かすため、その成果を十分に 発揮できるような環境を整え、適切に評価されるシステムづくりに努 めます。

また、ボランティア意識の高揚に努め、地域に連帯感が生まれるよう、ともに支えあい温かみのある、人を大切にする心を育てます。

#### 3 市民力を結集する仕組みづくり

市民のさまざまな活動が、自由な発想のもとに活発に行われるようボランティア活動、NPO\*1の活動、生涯学習活動、まちづくり・地域づくり活動、福祉活動、子どもの健全育成活動など総合的な支援体制の確立が必要です。

また、機能が低下しているコミュニティ運営については、市民主体の支援体制を確立して、その維持を図るとともに、NPOやコミュニ

#### **\*1 NPO**

Non-Profit Organization の略語で、民間非営利 法人と訳される。利潤 追求、利益配分を行わ ず、自主的・自発的に 公共的な活動を行う民 間組織・団体



行政改革大綱を基本 として、行政が取り組 むべき具体的な事項を 体系化した指針

(集中改革プラン)

※ 1 行政改革実施計画

#### ※ 2 定員適正化計画

同規模団体と比較 して超過している職 員数を計画的に削減 する等、簡素で効率 的な行政経営を目指 すために平成18年度 に策定した計画

#### ※ 3 目標管理制度

行政職員が担当す る仕事の問題点を発 見し、職場の目標 (施政方針等) と合っ た目標を設定し、そ の目標を自主的・自 律的に努力して管理 することによって、 仕事の改善を図ると いうマネジメント方 法で、その流れは、 計画(目標設定: Plan)→実行(職務 遂行:Do) →評価 (成果確認:Check) →行動(改善活動: Action)を繰り返し て実行する仕組み

#### ※ 4 マネジメントサイクル

事業などの実施結 果を評価し、そこ問題 した課題・問題 点を解決するための 改革・改善内容を、 翌年度の事業計画に 反映する仕組み ティビジネスなどの活動への支援も必要です。

さらに、行政サービスを進めていく過程で、積極的な情報の提供・公開などに努めるとともに、特に若者や女性、高齢者などあらゆる市民のアイデアが、市政に反映されるよう市民力を結集し、活力を創出するまちづくりの仕組みづくりに取り組みます。

### 第2節 計画推進のために

#### 1 行財政改革の推進

限られた財源を有効に活用し、地方分権に対応できる自立した質の 高い行政サービスを確保するため、「行政改革実施計画(集中改革プ ラン)」\*1 「財政健全化計画」「定員適正化計画」\*2 に基づき、行財政改 革を積極的に推進します。

また、市民の期待を担って活動する行政職員の能力向上のため、さまざまな研修制度を充実し、目標管理制度\*\*3の導入などを図ります。

#### 2 ハード重視からソフト重視への施策の展開

これまでの都市基盤整備等に代表されるハード施策重視ではなく、 すべての人が暮らしやすい市民生活の充実のため、これまで以上にソ フト施策を重視し、ハードのためのハード施策から、ソフト施策と連 携したハード施策の展開へと方向転換を図ります。

#### 3 各種施策の連携強化と一体的な施策の展開

まちづくりを進めていく上では、各種施策が総合的かつ効果的に展開されなければなりません。ひとつの分野における施策の展開のみではなく、それぞれの分野の連携による施策の展開はさらに効果的と思われます。

新しい社会の創造を目指し、分野の垣根を越え、それぞれが連携した一体的な施策の展開を図ります。

#### 4 計画推進体制の整備

総合計画の進捗管理や事務・事業の点検・評価などのマネジメントサイクル\*4を確立するため、行政評価システムを推進し、行政内部の自己評価だけでなく市民参画のもとで運用されるように努めます。また、この結果が財政運営にも連動する仕組みの確立に努めるとともに、地域経営の考え方を導入し、まちづくりを戦略として捉え、施策の展開を図ります。

以上のことを踏まえ、「協働」と「行財政運営」をこれからのまちづくりを行ううえでの共通目標として捉え、市民が夢と希望を語れるようまちづくり構想の実現に向けて、各分野に横断する施策の展開を図ります。



## 第4章 まちづくりの基本目標(施策の大綱)

### 第1節 共通目標



#### 共通目標 1

参画と連携による自立した地域の確立 【協働】

#### 将来の姿

市民が主体的にまちづくりに取り組み、市民が主役の行政経営が行われるまち

#### 実 現 す る た め に

市民一人ひとりが元気で夢のある生活を実現するためには、行政だけでなく、市民自らも積極的にまちづくりに参画することが重要です。

市民と行政とが、「相互自立」「対等関係」「役割 分担」という考え方に基づいたパートナーシップを構 築していくことが必要です。

- ◆ 広報・広聴活動や情報公開の促進
- ◆ 市民の生涯学習等で培われた豊かな発想やニーズを行政に反映する仕組みづくりの構築
- ◆ 地域コミュニティを基盤とするまちづくり活動やNPO、ボランティアなど、市民の主体的な地域活動の支援・指導
- ◆ 行政経営への積極的な市民参画の推進
- ◆ 市民が互いに協力し、連携しあう仕組みづくりの構築





### 共 通 目 標 :

効果的・戦略的な行政経営への転換 【行財政運営】

#### 将来の姿

効率的な財政運営と効果的で高度な 行政サービスが提供されているまち

#### 実現するために

限られた行政資源を有効に活用し、地方分権に対応 した質の高い行政サービスを確保するため、効果的で 戦略的な行政経営に努める必要があります。

- ◆ 地方分権に対応できる自律したまちづくりの推進
- ◆ 行政サービスの維持・向上と財政運営の効率化
- ◆機動性が高く、政策形成機能が充実した組織の確立
- ◆ 目標管理制度の確立と説明責任が果たせる行政経営



#### 第4章 まちづくりの基本目標(施策の大綱)

第2節 基本目標(分野別目標)

### ※ 第2節 基本目標(分野別目標)



#### 基 本 目 標 1

自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保 【自然環境・生活基盤】

#### 将来の姿

豊かで美しい自然環境が保全され、 安全で暮らしやすいまち

#### 実現するために

豊かで美しい自然環境を保全し、安心できる生活空間を確保するための計画的な都市づくりとともに、快適な居住環境の整備が必要です。

また、近年における情報通信技術(ICT)の飛躍的な発展により、産業経済のみならず日常生活に至るまで情報化への対応が必要です。

- ◆住んでみたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくり の推進
- ◆ 自然環境の保全・継承
- ◆ 自然環境との調和を基調に、環境負荷の少ない循環型社会の 構築
- ◆ 定住性の高い快適な居住環境の確保
- ◆防災、消防体制の強化による安全なまちづくりの推進
- ◆消費者を守る消費者保護対策の充実
- ◆市内の幹線道路や生活道路、港湾等の整備充実
- ◆離島における海上交通環境の充実
- ◆ 地域内外の情報交流や情報発信の積極的な推進
- ◆ だれもが情報化に対応できる社会環境づくりの推進



#### 基 本 目 標

健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成 【保健·医療·福祉】

#### 将来の姿

すべての市民が心身ともに健康で、 安心して生き生きと生活できるまち

#### 実現するために

急速な少子・高齢化が進行する中、子育て支援や高 齢者の自立した日常生活の営みなど、保健・医療・福 祉の連携のもと、子どもから高齢者までのすべての市 民が支えあいながら、健康で安心して暮らせるまちづ くりが必要です。

- ◆健康増進を中心とした保健サービスの充実
- ◆ 医療体制の充実や各施設間の連携強化
- ◆ 地域における保健・医療サービスの向上
- ◆ 安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備
- ◆ 高齢者や障害者の社会参加の促進
- ◆ 要介護者の増加を抑制するための介護予防の充実
- ◆ 総合的な地域福祉体制の充実
- ◆地域での支えあいを中心とした福祉サービスの充実



#### 第4章 まちづくりの基本目標(施策の大綱)

第2節 基本目標(分野別目標)



#### 基 本 目 標 3

明日を担う人材の育成と個性豊かな地域文化の振興 【教育·文化】

#### 将来の姿

市民一人ひとりの人権が尊重され、教育や芸術文化活動、 社会活動に生き生きと参加し、自己実現ができるまち

#### 実現するために

すべての人々の人権や個性が尊重され、ゆとりや生 きがいを実感できる社会の実現が求められています。 歴史と伝統ある郷土に誇りと愛着をもち、生涯にわ たる学習を通して、さまざまな分野で活躍できる創造 性に富んだ人づくりが必要です。

- ◆人権教育の充実と平和意識の高揚
- ◆ 児童・生徒が生涯にわたり、人間として成長と発達を続けてい く基盤となる力の育成
- ◆「豊かな心の充実」「確かな学力の向上」「生きる力の育成」 を図る教育の推進
- ◆学校・家庭・地域社会・関係機関が連携した開かれた学校づ くりの推進
- ◆生涯学習、生涯スポーツ、芸術文化活動などの支援
- ◆ 社会教育関係団体や地域活性化団体の育成支援
- ◆歴史文化遺産や伝統文化の保存・継承と活用
- ◆ 大学や高等学校等の高等教育機関との地域連携の推進



#### 基 本目標

活力ある産業振興と雇用の創出 【産業振興】

来の姿

すべての産業が活性化し、 市民の生活が豊かで安定しているまち

#### 実現するために

市民の生活の安定や若者の定住化を図るためには、 農林水産業の活性化に向けた取り組みや地域の特性等 を活かした新たな産業の創出など、安定した地域産業 の発展と雇用の場の確保が必要です。

また、特産品の開発や平戸ブランドの確立を図り、 全国市場に応える「平戸ならでは」の地場産業の振興 が必要です。

- ◆ 農林水産物の生産性向上と流通・販売体制の改善、高付加価 値化等による生産額の向上
- ◆ 地域の産業を担う人材の育成と確保
- ◆農林業・水産業・観光業・商業が一体となった特産品等の開 発と安定的に供給できる体制づくりの推進
- ◆ 地産地消の推進など農林水産業と観光との連携強化
- ◆ 福祉、教育等に関連したコミュニティビジネス\*1などの新た な内発型産業\*2の育成と雇用の場の創出
- ▶ 平戸の特色を活かした産業の創出や外部資本を活用した産業 の活性化

#### ※ 1 コミュニティビジネス

地域の中のさまざ まな課題、問題を解 決するため、自分た ちのアイデアと地域 にある資源を活用し て取り組む地域密着 型の事業活動

#### ※ 2 内発型産業

外部資本に頼らず、 地域における人材、農 林水産業等の基幹産業 の基盤、情報通信基盤 などの内部に有する資 源に着目し、活用した 産業起こしのこと



#### 第4章 まちづくりの基本目標(施策の大綱)

第2節 基本目標(分野別目標)



魅力ある観光の振興と交流人口の拡大 【観光・交流】

#### 将来の姿

国の内外から多くの人が訪れ、市民と交流し、 楽しく快適に過ごすことができるまち

#### 実現するために

豊かな自然環境をはじめ、海外との長い交流の歴史から育まれた独自の伝統文化や歴史的遺産など、多彩な地域資源に恵まれており、これらを最大限に活用し、 観光客や交流人口等の拡大を図り、地域の活性化や賑わいを創出していく必要があります。

- ◆ 多様な観光資産を結ぶ新たなルートづくり
- ◆ 来訪者のニーズに応える観光施設の整備・充実
- ◆ 農林水産業等と連携した体験型メニューや海を活かした個性 的な観光メニューの提供
- ◆ ゆっくりと堪能できる魅力ある滞在型観光地の形成
- ◆ プロモーション戦略の強化
- ◆ 西九州自動車道の整備促進
- ◆国際交流と地域間交流の推進